

参 考 資 料

資 料 3 関 係 資 料

医療法人制度改革の基本的な方向性について(今後の議論のたたき台)

～これまでの議論を踏まえた新しい医療法人と公益性の高い新たな医療法人の姿～

◇わが国の医療提供体制の主体として大きな役割を担っている民間の営利を目的としない法人である医療法人は、昭和25年に医療法(昭和23年法律第205号)に制度上位置づけられて以降、若干の改正を経て今日に至っている。

◇また、医療経営に関しては、人口の高齢化に伴う疾病構造の変化や、社会経済状況の低迷が続く中、医療保険財政が厳しくなるなど、その取り巻く環境は厳しさを増している一方で、資金調達の多様化、徹底した顧客ニーズの把握による顧客サービスの向上等の顧客満足度の向上、消費者の選択肢の拡大、必要な人材の投入、経営マインドを発揮した効率的経営と優れた法人統治(ガバナンス)の確立、経営情報の開示などについて積極的に取り入れるべきとの意見があるところ。

◇さらに、「市場経済を推進することで消費者・利用者の多様な選択肢が保障された豊かな経済社会を構築する」といった規制改革の観点から、「直接金融市場からの調達などによる医療機関の資金調達の多様化や企業経営ノウハウの導入などを含め経営の近代化、効率化を図るため、利用者本位の医療サービスの向上を図っていくことが必要である」との指摘があるとともに、「新たに創設する医療法人については、少なくとも株式会社と同等の経営情報の開示や財務の透明性の確保、会計監査の実施、剰余金の使途の明確化、役員報酬の支払基準の開示、及びカルテ等の診療内容に関する情報開示等、徹底した情報開示等を要件に盛り込むとともに、経営に関する住民の参加を促し、住民や地域企業が運営面や資金面で支える開かれた民間非営利の事業体を構築する」との指摘があるところである(規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)平成17年3月閣議決定)。

◇こうしたことを踏まえ、「医業経営の非営利性等に関する検討会」では、平成16年12月より、別紙「医療法人制度改革の基本的方向性について」を基に議論を積み重ねてきたところである。

◇そこで、これまでの医療法人制度改革に関する真摯な議論を踏まえ、将来の医療法人制度としては、(A)非営利性を徹底した新しい医療法人制度と(B)更に公益性を求めた新たな医療法人制度(認定医療法人制度(仮称))との二つに整理することとし、その考え方について「今後の議論のたたき台」として明確にすることとした。

◇事務局で整理したこの「今後の議論のたたき台」については、厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/index.html>（「意見募集」のホームページ）において、意見の募集を求めることとし、6月上旬に予定されている「第8回検討会」では、寄せられた意見の内容のとりまとめ結果とあわせ、医療法人制度改革の基本的な方向性について、集中的に議論することを予定している。

◇なお、下記はこれまでの議論を踏まえ、事務局で整理したものであり、あくまで「議論のたたき台」にすぎず、今後の関係者との議論により修正する可能性がある。

<医療法人制度改革の基本的な方向性（今後の議論のたたき台）>

（A）非営利性を徹底した新しい医療法人制度の将来の姿（案）

I. 非営利性の徹底

- 医療法人の財政基盤としての剰余金の使途については、①剰余金の使途に関する理念規定、②剰余金に不適切な費用負担の禁止規定を医療法に明確に規定することによって、医療法人の非営利性をより鮮明にするとともに、剰余金はすべて医療に再投資することによって地域に還元することとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないことを明らかにするものとする。なお、剰余金の使途に関する理念を定めるに当たっては、従来からの効率的な医療法人の経営を硬直的なものにしないように配慮するものとする。
- 医療法人の剰余金については医療法人に帰属するものであることを医療法関係法令上明確に位置づけ、社員の退社時に出資額に比例して剰余金が分配されないようにするものとする。
- 医療法人の非営利性を維持しつつ、その活動の原資となる資金の円滑な調達に資するとともに、医療法人の財産的基礎の維持を図るため、公益法人改革を例にしながら、定款の定めるところによって拠出金制度を選択できるようにする。なお、拠出金の返還に当たっては、拠出額の限度に限られ、利息を付することはできないものとするほか、清算時における弁済の順序については、他の一般債権に劣後するものとする。
- 医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、定款又は寄附行為の定めるところによるものとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないものとする。
- 医療法人の非営利性をより鮮明にするため、医療法人の役員等が株式会社など営利を目的とする法人の役員等を兼任している場合であって、かつ、当該営利法人から当該医療法人が資金の支援等を受けているときは、当該医療法人は関連する営利法人の名称等を開示するものとする。
- 株式会社など営利を目的とする法人は、医療法人の社員になれないことなど医療法人の社員の資格要件や非営利法人である社員の割合について医療法関係法令上明確にするものとする。

Ⅲ. 効率性の向上

- 医療法人がその理念に基づき自らの医療機関の機能や役割を明確化し、経営管理機能の強化を図って合理的かつ効率的な取組ができるよう、経営管理を担う人材養成の方策を別途検討するものとする。
- 医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするものとする。
- 医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）について、それぞれの役割を明確にするものとする。その際、役員の責任の及ぶ範囲についても同様に明確にする。
- 医療法人の利益が役員の私益な行動によって害されることを防ぐため、社団医療法人の社員による役員に対する代表訴訟制度を、公益法人の改革を例にしながら検討するものとする。その際、濫訴防止の観点から、代表訴訟の制限に関する規定についても同様に検討するものとする。
- 財団医療法人については、設立者の意思を尊重しつつ、その自律的な経営を確保するため、公益法人の改革を例にしながら、評議員会を設けるものとする。

Ⅳ. 透明性の確保

- 医業経営の情報については、都道府県知事へ届け出ることとし、都道府県知事は当該情報のデータ整備に努め、医療法人に対する信頼を高めるものとする。
- 医療法人の財務状況や財務状況に関する情報（格付け情報など）については、広告できる整理となるよう求めるものとする。

(B) 公益性の高い新たな医療法人制度（認定医療法人制度（仮称））の将来の姿（案）

- 公益性の高い新たな医療法人については、(A) の医療法人制度に係る改革を基に、更に次の点を満たしたものとする。
- 特定医療法人・特別医療法人制度に関する抜本的な改革を通じて、公益性の高い新たな医療法人制度（以下「認定医療法人（仮称）」という。）を創設するものとする。
- 認定医療法人（仮称）の名称については、別途検討するものとする。

I. 非営利性の徹底

- 認定医療法人（仮称）が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人（仮称）、国又は地方公共団体でなければならないことを医療法上規定するものとする。
- 認定医療法人（仮称）の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）の報酬については、認定医療法人（仮称）の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には認定医療法人（仮称）が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人（仮称）が定める役員に対する報酬等の支給規程について、例えば評議員会などから求められれば、情報開示することが望ましいものとして検討するものとする。

II. 公益性の確立

- 住民にとって必要とされる公益性の高い医療については、「通常提供される医療（活動）と比較して、継続的な医療（活動）の提供に困難を伴うものであるにもかかわらず、住民にとってなくてはならない医療（活動）」と定義するとともに、その具体的な内容について医療法関係法令上明確に定めることとする。あわせて、都道府県が作成する医療計画において、公益性の高い医療とそれを実施する認定医療法人（仮称）を記載するものとする。なお、地域の医療ニーズに対応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すものとする。
- 認定医療法人（仮称）のほか、医療法に定める公的医療機関又は医療法第7

条の2第1項各号に規定する者についても、都道府県が作成する医療計画において、公益性の高い医療とそれを実施する当該医療機関及びその開設主体を記載しなければならないものとし、これらの医療機関が公益性の高い医療を実施しているかどうか、第三者から評価されるものとする。

- 効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人（仮称）が担う医療については、既存の自治体病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、認定医療法人（仮称）が公的医療機関の経営を積極的に担うことができるよう、その取扱いを明確にするものとする。
- 認定医療法人（仮称）については、当該認定医療法人（仮称）の設立者、役員、社員又は評議員に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないことを医療法上明確に規定するものとする。

Ⅲ. 効率性の向上

- 認定医療法人（仮称）については理事長が経営実態をより把握できるよう、その会計の取扱いを明らかにするものとする。その際、法人の財務については法人のグループ全体の状況を表すものとする。
- 住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人（仮称）に関しては、医師又は歯科医師以外の者であっても理事長として就任できるよう医療法を見直すものとする。
- 認定医療法人（仮称）の役員又は社員については、同一の親族等が認定医療法人（仮称）を実質的に支配することのないよう、同一の親族が占める割合を一定程度に制限するものとする。
- 認定医療法人（仮称）については、地域住民の意見や医業経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置できるものとする。なお、財団形態の認定医療法人（仮称）については評議員会の設置は必須のものとする。
- 評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、同一の親族が占める割合を一定程度に制限するものとする。

- 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、認定医療法人（仮称）の業務に関する重要事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとする。

IV. 透明性の確保

- 認定医療法人（仮称）に関しては、当該認定医療法人（仮称）の提供する医療サービスに係る事業計画書や事業報告書について、利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供するものとする。ただし、当該請求が不当な理由に基づく場合にあっては、開示する必要はないものとする。
- 認定医療法人（仮称）に関しては、財務書類等について、利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供するものとする。ただし、当該請求が不当な理由に基づく場合にあっては、開示する必要はないものとする。
- 認定医療法人（仮称）については、財務状況が公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど透明性の高い経営を行っていることから、自己資本比率の規制を行わないものとする。

V. 安定した医業経営の実現

- 認定医療法人（仮称）が行う事業については、利益を医療サービスの充実に充てることを目的とした収益事業又は児童福祉事業、障害者福祉事業若しくは介護福祉事業（※）を行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげるものとする。なお、これらの福祉事業の実施に当たっては、当該福祉事業の運営に係る会計は特別のものとして別に経理するものとする。

※「介護福祉事業」は、有料老人ホームや軽費老人ホームを想定しており、特別養護老人ホームは含まれない（特別養護老人ホームの設置は、老人福祉法第15条の規定により、都道府県、市町村、地方独立行政法人及び社会福祉法人に限定されている。）。

- 認定医療法人（仮称）については、地域で安定的な医業経営を実現するために公認会計士等の財務監査を受けなければいけないものとする。

- 認定医療法人（仮称）については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券（公募債）を発行できるものとする。
- 住民が求める医療を担う認定医療法人（仮称）については税制上の優遇措置を検討するものとする。
- 認定医療法人（仮称）については、住民や地域企業から寄附を受けやすいように税制上措置することにより、住民参加の機会を高めるとともに、住民や地域企業が認定医療法人（仮称）を資金面で支えることができるようにするものとする。
- 地域で医療機能に応じた幅広い連携が円滑に推進できるよう、都道府県医療審議会の議論を経て、認定医療法人（仮称）が他の医療法人に対し運営面・資金面で支援できるようにするものとする。
- 認定医療法人（仮称）が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われないことを条件として、預け入れ先に関する規制（国公債や確実な有価証券であることなど）を緩和するものとする。

(C) その他医療法人制度に関し見直すべき事項(案)

◎ その他、設立認可や合併等医療法人に係る都道府県知事等の事務手続きについて、次の点を見直すものとする。

◎ 医療法人の設立認可や合併等の事務については、都道府県知事部局において行うものとし、設立認可等に係る審査基準及び審査に要する期日についてもあらかじめ明確にしておくものとする。

◎ 厚生労働省は、医療法人の効率的な経営に資するようにするため、医療法人に係る事務について合理的ではない規制がある場合は、早急に見直し、その規制のあり方を見直すものとする。

◎ 厚生労働省は医療法人の経営が今後とも透明性が確保され、効率的に推進されるよう、医療法人制度の不断の見直しを行うものとする。